

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>住宅まちづくり部 住宅経営室 経営管理課</p>	<p>下記の契約について、個人情報取扱いに関する作業責任者届が提出されていなかった。</p> <p>契約名称： ①平成29年度住宅総合管理システムに係る収入申告入力データ作成業務（単価契約） ②平成29年度収入調査入力データ作成業務 ③平成29年度「共益費決定通知書」作成業務 ④平成30年度「共益費決定通知書」作成業務</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府個人情報保護条例】 （委託に伴う措置等） 第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【個人情報取扱事務委託基準】 3 委託に当たっての留意事項 （4）個人情報取扱特記事項の周知徹底 入札の方法による契約にあつては入札の前、また、随意契約にあつては見積書を徴収するときに、相手方に対し、条例に基づき受託者は漏えい、滅失の防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務があることを十分に説明し、個人情報取扱特記事項の内容の周知徹底を図ること。</p> <p>【契約書】 （個人情報の保護） 第6条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）その他法令に定めるもののほか、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。</p> <p>【個人情報取扱特記事項】 （作業責任者等の届出） 第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。</p>	<p>当課所管の契約に定める、個人情報の管理・取扱いの指示及び報告書の提出等の事務については、これまで担当者が受注者の代表者と直接事務を進めてきたため、思い込みにより、指摘があるまで「個人情報取扱いに関する作業責任者届」提出の必要性があることを失念していた。</p> <p>こうした間違いを繰り返さないよう、契約締結時の起案時に「個人情報取扱いに関する作業責任者届（案）」を添付し、決裁者のチェックを受けるとともに、委託料支払時の検査においても検査員が届の添付を確認することとした。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月11日から同年7月11日まで）